

第25回地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 次第

日 時 平成25年8月19日（月）

午後3時～5時

場 所 県庁第21会議室（第2庁舎9階）

1 開 会

2 審 議

- (1) 平成24年度評価（全体評価・項目別評価）の決定について
- (2) 財務諸表の承認に係る意見聴取について
- (3) 中期計画に定める使途に充てられる剩余金の額の承認に係る意見聴取について

3 その他の事項

- (1) 今後のスケジュールについて
- (2) 意見交換

4 閉 会

〔配付資料〕

資料1 全体（年度）評価〔案〕

資料2 平成24年度項目別評価

資料3 業務実績報告書の作成に係る要望事項

資料4 財務諸表の承認に係る意見聴取について

資料5 中期計画に定める使途（事業等）に充てられる剩余金の額の承認に係る
意見聴取について

資料6 目的積立金の推移

資料7 評価委員会に係る今後のスケジュール



第25回地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 出席者名簿

【委員】

区分	氏名	所属名	役職名
委員長	本名 俊正	国立大学法人鳥取大学	学長顧問
委 員	辻 智子	日本水産株式会社	生活機能科学研究所長
委 員	成瀬 以久	株式会社稻田本店	代表取締役
委 員	羽馬 好幸	気高電機株式会社	代表取締役社長
委 員	安田 晴雄	安田精工株式会社	代表取締役社長

【地方独立行政法人鳥取県産業技術センター】

氏名	役職名	備考
山下 喜夫	企画総務部長	
山田 強	企画総務部企画室長	
藏内 康雄	企画総務部総務室長補佐	
山本 仁志	企画総務部企画室長補佐	

【事務局（鳥取県）】

氏名	役職名	備考
岡村 整諭	商工労働部長	
網浜 基	商工労働部経済産業総室長	
森本 浩之	商工労働部経済産業総室産業振興室長	
木村 伸一	商工労働部経済産業総室産業振興室参事	
前田 いづみ	商工労働部経済産業総室産業振興室課長補佐	



全体(年度)評価〔案〕

◆総合評価

5段階評価	10段階換算【5段階評価×2±1(特筆すべき事項)】
4	8

○総合評価コメント

- ・平成24年度計画で目標に掲げた数値について、すべての項目において達成しており、県民や企業等に対して、開かれたセンターとして、情報公開、機能向上の点で十分に満足のいく成果が得られている。県内企業から頼りにされ、利用される存在として評価できる。
- ・今後は、数値目標の達成にとどまらず、業務内容の質的な向上を目指すことが重要となる。センター内の横のつながりを密にした総合的な判断や、関係機関との連携による県内企業へのアドバイス支援を進めるなど、企業の自立と自助努力を促し、企業が奮い立ち、自らの競争力を高めるためのサポートをすることが、産業技術センターの次へのステップアップとなる。
- ・よって、全体評価は5段階で4とする。また、10段階では、5段階評価に2を乗じた8とする。

※10段階換算の「特筆すべき事項」については特になし。

◆個別評価

○「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に対する評価

- ・相談業務、現地指導、依頼試験、機器利用等、現場重視のサービス機能が向上し、職員の意識改革が相当進んでいる。企業からの感謝状の贈呈など、実質的な事業への貢献事例が増え、取り組みの「見える化」が進行しつつある。今後はその成果の表現方法を工夫し、可能なものは数字や金額で表現するなど、わかり易く多様な方法の工夫が求められる。
- ・数値目標をはるかに上回る企業訪問件数・技術相談対応実績は評価できるが、自立化・高収益化を目指した企業への支援も重要である。今後はサービスの効率化を図り、中身の濃い指導ができるかにかかっている。その意味では、件数の増加等にこだわるのではなく、相談内容を吟味してより適切に対応する必要がある。
- ・研究区分の見直しにより、基礎から開発、事業化までの体系化が進み、各研究所で多岐にわたる研究開発が実施されている。また、「売れるもの」を開発するという視点では、実用化や製品化が期待できるテーマの中から、重点課題に集中投資することも重要である。県内企業と産業技術センターは車の両輪としてレベルアップすることが理想である。

○「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に対する評価

- ・県民に対するサービス向上と合わせて、センターの研究業務の高度化が必要であるが、限られたスタッフで幅広い分野の技術支援と研究開発を遂行するには、業務の重点化と適切なバランスの検討が必要である。若手研究員の増員も行われており、業務運営の改善及び効率化がより一層進むよう期待したい。
- ・業務日報のデータベース化は評価できる。今後も、相談内容のデータベース化を推進し、さらに、簡易な相談についてはメール等、ネットを活用した方法を取り入れるなど、企業が自ら問題解決できるような支援を実施し、業務の効率化を図るべきである。
- ・迅速かつ柔軟な業務運営に関しては、理事長のリーダーシップが感じられる。職員表彰制度を研究費等に反映させる手法は、職員のモチベーションアップにも有効である。
- ・自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制に関しては、中小企業では購入できないような機材導入による企業支援は評価できるが、一方で、費用対効果を考慮し、機器使用料の見直しや機器利用の拡大など、自己収入を増やす工夫が必要である。

- ・境港の食品開発研究所に、商品開発のための施設（商品開発支援棟）の新築が計画されており、研究から事業化までの取り組みがより一層体系化され充実することを大いに期待したい。

○「財務内容の改善」、「その他業務運営に関する重要事項」及び「県規則で定める業務運営」に対する評価

- ・経費削減に対するさまざまな工夫が施されている点は評価できる。
- ・技術相談業務は知的財産を活かすことであり、独立行政法人として、将来少しづつ自立するためのさまざまな収入増の取り組みがあつてもよい。
- ・情報セキュリティ対策については、再徹底を実行していただきたい。
- ・人材確保の状況及び配置の状況については、事業者の要望に十分に応えるために積極的に採用しようとする姿勢が感じられ評価できる。

○当該年度の課題等

(1) 鳥取県内の産業構造は、大手企業の撤退以降ますます厳しい状況にある。そのような中で、技術開発の面で、県内中小企業の屋台骨を支える産業技術センターの役割は、ますます大きいものになっている。特徴ある資源の開発と高付加価値化、さらに高度な人材育成により一層の強化が必要である。

(2) 数値目標の設定については、組織全体の目標だけでなく、部署別、個人別の目標管理を設定し、職員一人ひとりの意識向上を図ることも重要である。

(3) 特許出願数と権利化率の両方の目標アップをめざし、その考え方について研究テーマを設定するべきである。

研究を行う意義は、機能・官能・安さ・利便性等といった、これまでにない「新しい価値」を生み出せるかどうかであり、複数の研究者で多面的に取り組むなど、集中と選択により、研究テーマを戦略的に設定されるよう期待する。

(4) 職員の能力開発について、さまざまな取り組みが創意工夫されている。企業の立場も理解できるバランス感覚と知識を兼ね備えた人材や「自ら考える研究員」の育成を目指して、継続的な取り組みを期待したい。

(5) 限られた研究員で、膨大な設備・備品の維持管理がなされている。企業に対して質の高い技術支援を提供するためには、適切な人員配置と担当職員の技術力向上が必要であり、より効果的な管理となるよう継続的な努力が求められる。

資料2

平成24年度 項目別評価

大項目	中項目	小項目	細目	評価の視点	項目別評価単位	評価ウェイト	自己評価	自己評価(加重後)	委員会評価(委員平均値)	委員会評価(加重後)
1. 技術支援等の機能の強化	(1) 技術支援(技術相談・現地支援)	(1) 技術支援(技術相談・現地支援)	訪問調査の数値目標の達成状況(1) ・企業ニーズ等の把握状況(2) ・技術相談等の対応状況(3)	1	0.207	5	1.037	4.20	0.871	
		(2) 試験・分析(依頼試験・分析、機器設備開放)	試験機器の整備、管理等の状況(4) ・試験、機器使用に基づく企業支援の状況(5) ・利便性向上への取り組み状況(6)	2	0.153	5	0.766	4.20	0.644	
		(3) 研究開発	① リサーチテーマの設定と実施状況	研究テーマの設定と実施状況(7)	3	0.150	4	0.598	3.60	0.538
			② 研究開発の評価	研究評価の状況(8)	4	0.028	5	0.140	4.20	0.117
		(4) 新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援	③ 有効的財源の確保と活用、人材育成等の実施状況	・関係機関との連携状況(9) ・特許出願の数値目標の達成状況(10) ・研究成果等の企業への移転の数値目標の達成状況(11)	5	0.033	5	0.163	4.00	0.130
			④ 市場動向や競争等の情報提供	・事業者等への支援内容の状況(12) ・八戸企業への支援の状況(13) ・技術講習会開催等の数値目標の達成状況(14)	6	0.048	5	0.238	4.60	0.219
			⑤ 積極的な広報活動	・市場動向や競争等の情報提供を含めたトータルな支援状況(15)	7	0.029	4	0.117	3.60	0.106
	2. ものづくり人材の育成	(1) 高度な技術を持つ産業人材の育成	⑥ 人材育成の実施状況	・人材育成等の戦略的実施状況(18) ・人材育成の数値目標の達成状況(19) ・受講者の満足度等の状況(20)	9	0.022	5	0.110	4.40	0.096
			⑦ 研究開発人材の育成	・人材育成等の戦略的実施状況(21) ・人材育成の数値目標の達成状況(22) ・受講者の満足度等の状況(23)	10	0.022	5	0.110	4.40	0.096
			⑧ テクノロジカル人材の育成	・人材育成等の戦略的実施状況(24) ・人材育成の数値目標の達成状況(25) ・受講者の満足度等の状況(26)	11	0.022	5	0.110	4.60	0.101
		(2) 現場即応型の開発人材の育成	・現場即応型の研究開発ができる人材育成の状況(27)	12	0.033	5	0.164	4.80	0.158	
		(3) 次世代を担う技術者の育成	・大学等からの研修生の受け入れなど、次世代を担う技術者の育成の状況(28)	13	0.011	4	0.044	4.00	0.044	
3. 産学官連携の推進			・産学官の連携による企業支援の状況(29)	14	0.053	5	0.265	4.60	0.244	
4. 迅速かつ柔軟な業務運営			・業務運営や組織体制の見直し状況(30)	15	0.039	5	0.194	4.40	0.170	
5. 職員の能力開発	(1) 計画的な職員の能力開発		・研修参加、派遣等による職員の能力開発の状況(31)	16	0.033	5	0.165	4.40	0.145	
	(2) 独自システムによる業務評価の実施		・職員の業務評価の実施状況及び制度の改善状況(32)	17	0.017	4	0.069	4.00	0.069	
6. 自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制	(1) 外部資金その他自己収入の確保		・競争的外部資金獲得の数値目標の達成状況(33) ・自己収入の確保状況(34)	18	0.032	5	0.159	4.20	0.133	
	(2) 業務運営の効率化・経費抑制		・業務運営の効率化及び経費抑制の状況(35)	19	0.012	5	0.062	4.40	0.055	
7. 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画	(1) 予算(人件費の見積もりを含む)		・予算等の効率的、効果的な執行状況(36)							
	(2) 収支計画		・財務内容の改善状況(37)							
	(3) 資金計画									
8. 短期借入金の限度額										
9. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画										
10. 剰余金の用途			・剰余金の取扱状況(38)							
11. コンプライアンス体制の確立と徹底	(1) 法令遵守及び社会貢献		・法令遵守の状況(39) ・組織体制整備の状況(40) ・社会貢献活動等の状況(41)							
	(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底		・情報管理の状況(42) ・情報漏洩防止対策の状況(43)							
	(3) 労働安全衛生管理の徹底		・労働安全衛生の状況(44) ・安全管理の実施状況(45)							
12. 環境負荷の低減と環境保全の促進			・省エネルギー、リサイクルへの対応状況(46) ・環境マネジメントシステムの運用状況(47)							
13. 施設及び設備に関する計画			・計画の策定状況及び実施状況(48)							
14. 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画										
15. 人事に関する計画			・人材確保の状況及び配置の状況(49)	20	0.011	4	0.044	4.00	0.044	
合計(加重後平均)							4.78			4.18
※(参考)合計(単純平均)							4.75		4.25	

(注)
IVからVIの2までの評価については、評価数値は記入せず、業務実績報告書の特記事項欄も含め総合的に判断し、全体評価へ反映させる。



業務実績報告書の作成に係る要望事項

評価委員会

1 ものづくり人材育成事業について (実績報告書 p25~27)

- ・受講人数（技術者育成人数）を実人数である旨を明記すること。
- ・評価基準が、講習会参加人数や受講者アンケートの結果だけでは、判断材料が少ないといため、得られた技術、事業の必要性や貢献度等がわかるよう工夫すること。

2 職員表彰制度 (実績報告書 p33)

- ・業務への貢献度、経費削減の程度などがわかるような資料にすること。
- ・職員表彰制度の基準を明確にすること。

3 自己収入の確保 (実績報告書 p34)

- ・数値目標の達成状況だけではなく、前年度受託金額等なども参考として併記してはどうか。

4 人材確保の状況について (実績報告書 p40)

- ・採用予定者数について、補充か増員か記入してあるとわかりやすい。
- ・採用する職員の業務内容だけでなく、なぜその分野に採用するのか（デザインの相談案件が増えている等）の理由についても記載してはどうか。



財務諸表の承認に係る意見聴取について

1 意見聴取の根拠

法人の財務諸表について、県知事による承認を受けなければならないが、中立性・公平性を高める観点から、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

2 事務局確認事項

事務局において、合規性と表示内容の適正性の観点から確認を行った。
なお、財務諸表等の数値については、監事による監査を経たものであるため、主要な計数等についての確認を行った。

(1) 合規性

チェック項目	チェック結果
提出期限の遵守（法第34条第1項）	6月28日に財務諸表等を提出
必要な書類の提出（法第34条第2項）	<p>以下の書類を提出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書） ② 事業報告書 ③ 決算報告書 ④ 監査報告書
監査報告書での考慮すべき意見	適正意見表示であり、考慮すべき特段の意見はなかった。

(2) 表示内容の適正性

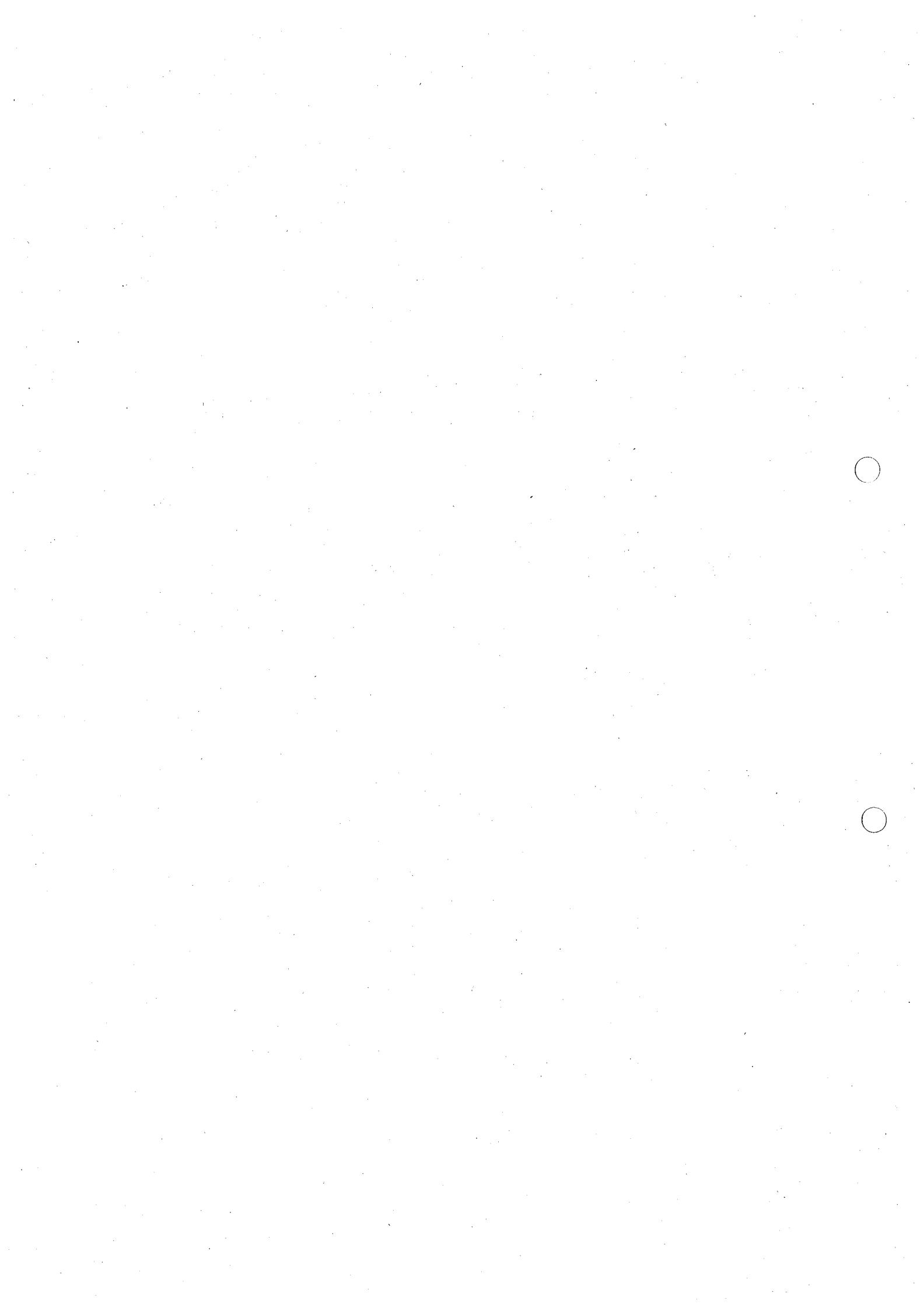
チェック項目	チェック結果
記載すべき事項について、遺漏がないか。	財務諸表等の提出を受けた全ての書類について、表示科目、会計方針、注記等について、遺漏がないことを確認した。
計数は整合しているか。	計数の合計等の基本的な計数について整合を確認した。
書類相互間における数値の整合性は取れているか。	主要表と附属明細書との相互間における整合など、書類相互間における数値の整合を確認した。

【参考】地方独立行政法人法

(財務諸表等)

第三十四条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。
- 3 設立団体の長は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 (略)



中期計画に定める使途（事業等）に充てられる剩余金の額の承認 に係る意見聴取について

1 意見聴取の根拠

決算における剩余金は、原則として「積立金」として整理しなければならないが、県知事の承認を受けて、「目的積立金」として、中期計画に定める剩余金の使途（※）に充てることができる。ただし、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。（地方独立行政法人法第40条）

（※）鳥取県産業技術センターの中期計画に定める剩余金の使途

「4 剩余金の使途：決算において剩余金が発生した場合は、企業支援業務の充実強化及び組織運営、施設・機器の整備、改善に充当する。」

2 平成24年度決算における剩余金の概要

○剩余金 67,149,440円

（内訳）

自己収入の増加によるもの 16,535,597円

効率的な業務運営によるもの 50,613,843円

3 剩余金処分【案】

●目的積立金へ 67,149,440円を計上

※中期計画であらかじめ定められている「剩余金の使途」に使用可能となる。

●積立金は 0円（計上なし）

※損益計算において発生した損失に充当するもの。

【参考】剩余金を「目的積立金」に充当する場合の考え方

（1）損失の処理が不要であること

当該法人は繰越損失が存在せず、したがって、平成24年度決算により生じた剩余金をもって、繰越損失を埋める必要がないこと。

（2）剩余金は法人の経営努力の結果生じたものであると認められること。

○経営努力認定の考え方

法人の運営費交付金債務は、退職一時金以外については全て行うべき事業を行うことを前提とした「期間進行基準」により収益化していることから、法人において当該年度に行うべき事業を予定どおり行えば、基本的には收支が均衡することになるものであること。

したがって、行うべき事業を予定どおり行った場合（※）であって、なお剩余金が生じた場合は、これを法人の業務運営の効率化等の経営努力の結果生じたものとすることが妥当のこと。

（※）法人が当該年度に行うべき事業を予定どおり行ったか否かの判断基準

法人が、中期計画に記載されている当該事業年度に行うべき事業を予定どおり行ったか否かに係る判断基準は、他都県の公設試験場における経営努力認定の考え方を参考に、次のとおりとしたこと。

区分	具体的な内容	剩余金処分の取扱い
行うべき事業を行った場合	当該年度の項目別評価において、すべての項目で評価「3」以上（「概ね計画どおりに業務が進捗している」）であること。	剩余金全額を「目的積立金」として処分
行うべき事業を行わなかつた場合	当該年度の項目別評価において、評価「2」以下（「計画に対して業務の進捗がやや遅れている。」）の項目があること。	剩余金のうち、評価「2」以下の項目に係る事業相当額は、「積立金」として処分

【参考1】地方独立行政法人法上の剩余金の取扱いについて

○地方独立行政法人法

第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 (略)

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剩余金の使途に充てることができる。

4 (略)

5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

6 (略)

【参考2】地方独立行政法人の経営努力認定について

○地方独立行政法人会計基準

第72 法第40条第3項による承認の額

利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあっては「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」）としてその総額を表示しなければならない。（参考）

<参考> 経営努力認定の考え方について

1 利益の処分に関する書類における「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあっては「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」）は、当該事業年度における利益のうち地方独立行政法人の経営努力により生じたとされる額である。

2 上記1の額の処分先としては、地方独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、地方独立行政法人の公共性等の性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというものではなく、合理的な使途でなければならない。

3 「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」が、地方独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、地方独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。

4 具体的には、以下の考え方によるものとする。

- (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益であって、当該利益が当該地方独立行政法人の経営努力によるものであること。
- (2) 費用が減少したことによって生じた利益であって、当該利益が地方独立行政法人の経営努力によるものであること（中期計画等の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合を除く。）
- (3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であること。

【参考3】他都県の公設試験場での行うべき事業を予定どおり行ったか否かの判断基準

○地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

業務実績評価の評定が、「S」（年度計画を大幅に上回って実施している）、「A」（年度計画を上回って実施している）、「B」（年度計画を概ね順調に実施している）がおおむね80%以上

○地方独立行政法人岩手県工業技術センター

業務実績評価の評定が、「B」（概ね計画どおり進んでいる。）以上の評価が8割以上

目的積立金の推移

区分		業務費	人件費	合計
平成19年度	目的積立金 保有額金額	0	0	0
	積立額 (H19年度剩余金)	83,678,384	44,398,480	128,076,864
平成20年度	取崩額	△ 38,587,500	0	△ 38,587,500
	計 目的積立金 保有額金額	45,090,884	44,398,480	89,489,364
	積立額 (H20年度剩余金)	43,767,553	38,374,249	82,141,802
平成21年度	取崩額	△ 23,561,475		△ 23,561,475
	計 目的積立金 保有額金額	65,296,962	82,772,729	148,069,691
	積立額 (H21年度剩余金)	35,570,612	21,614,370	57,184,982
平成22年度	取崩額	△ 37,259,250		△ 37,259,250
	計 目的積立金 保有額金額	63,608,324	104,387,099	167,995,423
第1期積立金	未処分剩余金 (H22年度剩余金)	19,514,524	21,237,367	40,751,891
	計 積立金保有額	83,122,848	125,624,466	208,747,314
		次期へ繰越	県へ返還	
平成23年度	積立額 (第1期剩余金)	83,122,848	0	83,122,848
	取崩額	△ 13,944,000		△ 13,944,000
	計 目的積立金 保有額金額	69,178,848	0	69,178,848
平成24年度	積立額 (H23年度剩余金)	30,293,539	28,149,484	58,443,023
	取崩額	△ 58,570,209		△ 58,570,209
	計 目的積立金 保有額金額	40,902,178	28,149,484	69,051,662
平成25年度	積立額 【案】 (H24年度剩余金)	31,421,467	35,727,973	67,149,440
	取崩額			0
	計 目的積立金 保有額金額	72,323,645	63,877,457	136,201,102

(参考) 目的積立金による整備機器

〔単位: 円〕

機器名	年度	導入年月日	取得額(円)	財源内訳
プラスチック成形評価装置	H20	H21. 2. 25	55,650,000	積立金取崩1/2 国1/2
真空凍結乾燥機		H21. 2. 23	21,525,000	積立金取崩1/2 国1/2
ファインショットブласт	H21	H21. 11. 25	3,570,000	積立金取崩1/2 自転車振興会1/2
キャス試験機		H21. 12. 9	6,298,950	積立金取崩1/2 自転車振興会1/2
強電界電磁波試験装置		H22. 2. 23	37,254,000	積立金取崩1/2 自転車振興会1/2
高分解能揮発性有機化合物分析装置	H22	H22. 9. 13	19,845,000	積立金取崩1/2 自転車振興会1/2
万能材料試験機		H22. 10. 1	19,183,500	積立金取崩1/2 自転車振興会1/2
高解像画像処理装置		H22. 12. 20	10,500,000	積立金取崩1/2 国1/2
X線回折装置		H22. 12. 9	24,990,000	積立金取崩1/2 国1/2
非接触三次元デジタル化	H23	H23. 9. 27	29,967,000	積立金取崩1/3 自転車振興会2/3
表面加飾作製装置		H23. 10. 13	11,865,000	積立金取崩1/3 自転車振興会2/3
合計			240,648,450	
※H20~23目的積立金取崩額 累計(合計の1/2または1/3)			113,352,225	
顕微レーザーラマン分析	H24	H25. 2. 4	22,365,000	積立金取崩1/3 自転車振興会2/3
スクラッチテスター		H25. 2. 12	12,600,000	積立金取崩1/2 国1/2
全自動分析装置		H25. 2. 6	12,495,000	積立金取崩1/2 国1/2
において識別装置		H25. 3. 25	9,492,000	積立金取崩1/2 国1/2
酒造プラント室内改修工事関係(備品を含む)		H24. 12. 25ほか	16,163,700	左のうち濾過装置及び冷却機は積立金取崩1/2 国1/2、その他は積立金取崩のみ
機械素材研究所駐車場舗装工事ほか大規模修繕		H24. 7. 3 ほか	17,964,240	積立金取崩のみ
合計			91,079,940	
※H24目的積立金取崩合計額			58,570,209	



鳥取県産業技術センター評価委員会に係る今後のスケジュール

		H25年度	H26年度	
		年度評価	年度評価	次期中期目標作成
		(年度評価のみ)	年度評価 + 第2期中期目標終了時の検討	第3期中期目標(H27~H30)作成に向けた検討
4月		H25.4.1 新評価委員就任		
5月		○第23回評価委員会 (5/29~30) ・センター概要説明・視察 ・企業訪問	○第26回評価委員会(※) センターH26事業計画の説明	
6月		○6/28 センター実績報告書提出	○6月末 センター実績報告書提出	
7月	上旬	○実績報告書関係資料の郵送 『書面評価』 ・書面評価の実施(各委員) ・センターへ質問(各委員)	○実績報告書関係資料の郵送 『書面評価』 同左	
	中旬	○第24回評価委員会 (7/25) ・企業等訪問 ・センターヒアリング	○第27回評価委員会 ・企業等訪問 ・センターヒアリング	・「中期目標の期間終了時の検討」にあたっての方針協議
	下旬	『最終評価案作成』 ・センターへ追加質問(各委員) ・項目別評価及び全体評価のコメントの作成(各委員)	『最終評価案作成』 同左	『意見書作成』 ・評価委員会での方針に基づき、意見書作成(各委員)
8月	上旬	『評価書とりまとめ』 ・評価案(最終版)の作成(委員長・事務局)	同左	『意見書とりまとめ』 ・評価委員会としての意見書案(最終案)の作成(委員長・事務局)
	中旬	○第25回評価委員会 (8/19) 全体評価、項目別評価の決定	○第28回評価委員会 ・全体評価、項目別評価の決定	・意見内容の決定 ・中期目標(骨子)について意見聴取
	下旬	※県9月議会報告 ・H24年度分評価について	※県9月議会報告 ・H25年度分評価について	・第3期中期目標(案)の作成(県)
9月				○第29回評価委員会 (10月下旬~11月上旬) 中期目標(案)について意見聴取
10月				
11月				
12月				※県12月議会 中期目標に関する議会議決
1月				○中期計画案の作成(センター)
2月				○第30回評価委員会 (2月上旬) センター中期計画案について意見聴取
3月		○第26回評価委員会(※) センターH26事業計画の説明		中期計画に関する県認可

(※) 第26回評価委員会は、26年3月または5月頃のいずれかに実施。

